

京都市指定下水道工事業者規程の一部を改正する規程を公布する。

平成23年10月3日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

京都市上下水道局管理規程第2号

京都市指定下水道工事業者規程の一部を改正する規程

京都市指定下水道工事業者規程の一部を次のように改正する。

第1条の2第3号中「日本下水道協会京都府支部長」を「京都府下水道協会長」に、「支部長」を「協会長」に改める。

第2条第2項第5号中「日本下水道協会京都府支部下水道排水設備工事責任技術者試験」を「京都府下水道協会下水道排水設備工事責任技術者試験」に改め、「(以下「京都府支部要綱」という。)」を削る。

第12条中「(以下「局」という。)」を削る。

第17条各号列記以外の部分中「支部長」を「協会長」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(上下水道局下水道部管理課)